

京都市告示第 96 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年4月10日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 T O エデュケーシ ョン	自立訓練(生活 訓練)	自立訓練セン ター M i – R I S E 2610281459	京都市上京区丸太町 通黒門東入藁屋町5 35番地125	令和7年3月31日
株式会社 T O エデュケーシ ョン	就労継続支援 B型	就労継続支援 B型事業所M i – R I S E 2610281459	京都市上京区丸太町 通黒門東入藁屋町5 35番地124 第二にじのうたビル 2階	令和7年3月31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)